

○健康づくり審議会規則

昭和54年3月30日規則第36号

改正

昭和58年12月9日規則第75号

平成23年3月31日規則第7号

兵庫県健康対策協議会規則をここに公布する。

健康づくり審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、健康づくり推進条例（平成23年兵庫県条例第14号）第23条第5項の規定に基づき、同条例に定めるもののほか、健康づくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 市町の長を代表する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、その任を解くものとする。

(部会)

第8条 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

2 部会に、部会長を置く。

3 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

4 部会長の職務及び部会の会議については、第5条第3項及び第6条の規定を準用する。

5 審議会は、部会の議決をもって、審議会の議決とすることができる。

(小委員会)

第9条 審議会及び部会に、専門の事項を調査審議する必要があるときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員及び専門委員は、会長（部会に置かれる小委員会にあつては、部会長。第4項において同じ。）が指名する。

3 小委員会に、委員長を置く。

4 委員長は、小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、会長が指名する。

5 委員長の職務及び小委員会の会議については、第5条第3項及び第6条の規定を準用する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる協議会は、第7条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

附 則 (昭和58年12月9日規則第75号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の兵庫県健康対策協議会規則（以下「改正前の規則」という。）第4条の規定により兵庫県健康対策協議会の委員に委嘱されている者は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）に改正後の健康づくり審議会規則（以下「改正後の規則」という。）第3条の規定により健康づくり審議会の委員に委嘱された者とみなす。この場合において、その委員の任期は、改正後の規則第4条第1項の規定にかかわらず、施行日後最初に健康づくり審議会の委員が委嘱されるまでの間とする。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則第6条第2項の規定により兵庫県健康対策協議会の会長として互選によって定められた者は、施行日に改正後の規則第5条第2項の規定により健康づくり審議会の会長として互選によって定められた者とみなす。

4 この規則の施行の際現に改正前の規則第8条第2項の規定により兵庫県健康対策協議会の専門委員に委嘱されている者は、施行日に改正後の規則第7条第2項の規定により健康づくり審議会の専門委員に委嘱された者とみなす。

健康づくり審議会構成図

令和3年4月現在

健康づくり審議会

○設置根拠:健康づくり推進条例第23条、附属機関設置条例第1条

○委員定数:30人以内(任期2年)

○会長:審議会委員の互選

○所掌事務:健康づくりの推進に関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議

主な協議内容例

- ・健康づくりの推進に関する基本的な計画及び実施計画の調査審議
- ・兵庫県がん対策推進計画、歯の健康づくり計画の改定等の報告等

※ 専門の事項を調査審議する必要があるときは、小委員会を置くことができる

- ・委員の指名
- ・委員長の指名

【専門委員の任期】
・委員のあつた日から審議終了まで

報告

報告

部 会

○設置根拠:健康づくり推進条例第23条第4項、健康づくり審議会規則第8条

○構成委員:部会に属する審議会委員、専門委員は会長が指名

○部 会 長:部会に属する審議会委員のうちから会長が指名

○所掌事務:審議会の所掌事務の分掌(部会議決=審議会議決)

※ 専門の事項を調査審議する必要があるときは、小委員会を置くことができる

対がん戦略部会

がん制圧に関する戦略について、専門的かつ総合的に検討(がん予防・教育啓発・検診・医療・情報対策等)

委員の指名
委員長の指名

報告

8020運動推進部会

生涯を通じた歯及び口腔の健康づくりの推進について専門的かつ総合的に検討(歯科保健対策の連携・推進体制の構築等)

委員の指名
委員長の指名

報告

認知症対策部会

認知症対策(予防・医療・地域支援・人材育成・若年性認知症)の推進について専門的かつ総合的に検討

委員の指名
委員長の指名

報告

小委員会
(必要に応じ部会ごとに設置)

○設置根拠:健康づくり審議会規則第9条

○構成委員:小委員会に属する審議会委員、専門委員は部会長が指名

○委員 長:小委員会に属する審議会委員、専門委員のうちから部会長が指名

○所掌事務:専門的な事項についての調査審議

・造血幹細胞移植対策推進専門委員会【対がん戦略部会内】

・がん診療連携推進専門委員会【対がん戦略部会内】

・がん登録推進専門委員会【対がん戦略部会内】

小 委 員 会

○設置根拠:健康づくり審議会規則第9条

○構成委員:小委員会に属する審議会委員、専門委員は会長が指名

○委員 長:小委員会に属する審議会委員のうちから会長が指名

○所掌事務:専門的な事項についての調査審議

※ 専門の事項を調査審議する必要があるときは、小委員会内に内部設置機関をおくことができる

地域・連携連携推進協議会

①健康づくり推進実施計画の進捗状況
②地域・職域の役割分担及び総合調整

委員の指名
委員長の指名

報告

感染症対策専門委員会

①県内の感染症(動物由来感染症を含む)対策にかかる平常時及び緊急時の対応
②感染症予防計画の推進及び改定
【内部設置機関】 麻しん・風しん対策会議

委員の指名
委員長の指名

報告

受動喫煙防止対策検討委員